

平成29年1月20日  
子ども・若者部保育認定・調整課

## 保育の利用・調整基準の見直しの検討について【最終報告】

### 1 保育の利用調整基準見直し検討部会について

#### (1) 部会の設置について

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法、区条例及び規則に基づき、利用調整の方法を定め、保育利用の必要性の度合いを指数化したポイント制により、入園選考を実施している。
- ・保育の利用・調整基準の見直しに係る課題については、平成28年1月22日に開催された「第4回子ども・子育て会議」において、これまでに示された国の考え方及び区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望等を踏まえ報告した。
- ・保育の利用・調整基準は、特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があることから、慎重に議論を重ねていく必要があるため、今年度の「子ども・子育て会議」において、子ども・子育て会議委員で構成する部会を設置し、部会において集中的な議論を行い、多様化する家族や就労の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを図る検討を行うこととした。

#### (2) 保育の利用調整基準見直し検討部会の経緯

第1回	平成28年 7月 1日	各課題の概要及び現状の確認と意見交換
第2回	平成28年 8月 17日	各課題に対する見直しの方向性を検討
第3回	平成28年12月 16日	部会の最終報告に向けた各課題の整理

### 2 見直しにかかる各課題の整理

#### (1) 第3子以降の保育の優先利用について

##### 概要

- ・利用調整に係る優先利用の考え方については、国の留意事項通知において、ひとり親家庭や生活保護世帯などの優先利用の項目が示されているが、新たに社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築を進めていく取組みとして、第3子以降の子どもを保育所等の優先利用の対象とすることを検討し課題を抽出することが求められている。

##### 現状

- ・兄弟姉妹関係の調整基準においては、申込児以外の兄弟姉妹が在園中又は同時申込み中の場合に指数を5ポイント加算している。また、兄弟姉妹別園などの事情があり転園を希望する場合には、同様に指数を3ポイント加算している。
- ・上記加算は、兄弟姉妹の人数によらず一律に適用している(多胎児・第3子以降も同様)。

##### 検討の主な経緯

- ・本部会では、現行では兄弟姉妹加算があることにより、加算がない第1子にとって、入園につながりにくくなっている区の利用調整の現状を踏まえ、兄弟姉妹加算の是非について、検討を行った。
- ・そこで、入園の新規申請の段階では第1子も第2子以降も公平に利用調整を行い、入園後の転園申請において第3子以降の子どもを優先する対応を検討した(同様の運用を行っている他自治体あり)。
- ・しかしながら、新規申請時の兄弟姉妹加算を廃止した場合、指数が同点で並ぶ世帯が増え、同一指数世

帯の優先順位の所得割課税額低位順により低所得世帯が優位となり、中高所得世帯に対する影響が大きいことが検証により明らかになった。

- ・区の入園申込者が入園可能数を大きく上回っている現状や、子育て世帯のライフプラン(区の兄弟姉妹加算を見越したマイホームの購入や転居)に与える影響等を考慮すると、見直しをした場合の周知期間は数年単位で必要であり、兄弟姉妹加算は、現行どおりの取扱いとすることが望ましい。
- ・多胎児への加算については、福祉的な要素を勘案し、別の議論が必要である。

#### 部会の結論

- ・兄弟姉妹加算については、現行どおりの取扱いとする。
- ・一方、兄弟姉妹加算により、第1子の入園につながりづらい現状があるとともに、兄弟姉妹が認可保育園と認可外保育施設等の別園となった場合の日常の送迎時間の問題など、それぞれの立場からの主張は相容れないものであるため、多胎児への加算の議論も含め、引き続き、公平かつ適正な指数のあり方について検討する。

## (2) 育児短時間勤務等に関すること

### 概要

- ・勤務実績を原則として指数化する入園選考と育児短時間勤務制度が並立する中、育児短時間勤務制度が適用されない方や3歳未満まで取得ができる方、3歳から小学校就学前や小学校低学年まで取得できる方など様々な現状のもとで、客観性・公平性のある入園選考を行う必要がある。

### 現状

- ・入園選考時の勤務時間は、原則として、実際の勤務時間に基づいて保育の必要な状況を指数化している(勤務時間は実績を優先する原則)。しかし、育児短時間制度の趣旨に鑑み、育児短時間を取得した実際の短い勤務時間で選考するところを、育児短時間勤務を5歳児クラスなる前までには正規(フルタイム)の勤務に戻す場合は、特例的に正規(フルタイム)の勤務時間で選考している。

#### 育児短時間ルール(参考)

- ・育児短時間勤務を取得する場合も勤務時間の実績で指数化することが原則。例えば、フルタイム1日8時間の週5日間の勤務から育児短時間勤務を取得した結果1日7時間の週5日の勤務となった場合、選考基準指数は50ポイント(フルタイム)ではなく40ポイント(育児短時間)になるのが原則。
- ・しかし、育児短時間制度の趣旨に鑑み、上述の場合、原則的に40ポイントとして選考するところを、育児短時間勤務を5歳児クラスに進級する前までに正規(フルタイム)の勤務に戻す場合は、特例的に50ポイントとして選考している。
- ・そのため、遅くとも4歳児クラス末までには、育児短時間勤務を終了し、本来の正規(フルタイム)の勤務時間に戻す必要がある。
- ・入園選考の段階から、5歳児クラスになっても継続して育児短時間勤務を取得するとの申出があり、指数は低くなるが、育児短時間勤務の指数で選考され入園した場合は、5歳児クラス以降の卒園まで育児短時間勤務のままでもさしつかえない。

### 検討の主な経緯

- ・育児短時間勤務は、子育てと仕事の両立に資するために設けられた制度であるが、取得者は勤務先で遠慮して使用している現状もあり、区としても安心して取得できるよう、労働施策利用促進の観点から育児休業・育児短時間勤務等の取得を推奨する姿勢を示すべきである。保護者にも育児休業を使い切ってから入園する等、子どもと一緒にいる時間を十分に確保するような視点を持ってほしい。
- ・働き方が多様化している社会状況の中で、短時間の預かり施設の充実が望まれる。子育て中の世帯を労

働現場から家庭にシフトさせ、短時間勤務も選択肢の一つとして検討できる環境整備も必要である。

- ・育児短時間等の制度も普及が進んでおり、5歳児クラス定員の充足状況を鑑みても、5歳児クラスの途中退園の制度は廃止の方向で検討することが望ましい。廃止の時期については、保護者に一定の予告期間を設けることが必要である。
- ・一方で、自営業など育児休業のない世帯から不公平感が生じるが、外勤世帯が育児休業の切り上げをせず取得することが定着すれば、0歳児から預けやすくなるとともに、自営業は勤務時間を自己判断で調整できる余地があり、雇用主がいて自己判断ができない外勤世帯とは大きくことなる面もある。
- ・現行の育児休業は出産後1歳まで取得でき、保育所が見つからない場合は特例で半年延長できるが、この特例部分を1年に延長する方針を国が決定し、早ければ来年秋頃には最長1年半から2年の期間延長が適用される見通しである。なお、育児休業給付金の金額の引き上げは、検討されていない状況であり、区としては、引き続き、育児休業給付金の引き上げ等について、国や都に要望することとなる。
- ・国が推進している育児施策は、大企業に勤務している者向けのものであり、多くの母親にとっては適していないとも言える。また、時間給やフリーランスで働く者の向けの政策にシフトしない限り、制度上の不利益感はなくなるのではないかと危惧する。そのため、区として0歳児クラスからでも預けて良いと、何かしらの発信をする必要があると感じる。

#### 部会の結論

- ・子育てをしながら同時に仕事も続けられるよう、育児休業の充実（育児休業期間の延長や給付の全額補償、男性の育児休業取得の促進等）や、短時間勤務・在宅勤務・テレワーク・ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入など、乳幼児をもつ父母社員への企業の配慮促進といった取り組みを推進するよう、引き続き区から、育児のための労働施策利用促進について、国や都に要望をしていくとともに、区内事業者等への要請も別途検討する。
- ・区の0歳児の待機児童は依然高い数値で推移しており、当面は外勤者が育児休業を切り上げて入園を申込む状況が見込まれることから、上記の国への要望の進捗状況等を踏まえ、5歳児クラスの途中退園制度の廃止の時期を別途検討するとともに、保護者に一定の予告期間を設けることとする。
- ・外勤者だけでなく、自営業者等も含めた育児のための労働施策に対する区の考えを保護者に示すため、「保育のごあんない」や区ホームページ等に別途掲載する。

### （3）保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について

#### 概要

- ・保護者が未成年の場合、不安定な経済基盤で、親族のサポートが得難く、精神的な未熟さによって、養育等に困難が生じるケースが多いと言われている。
- ・こうした、困難を抱えるケースに対して、保護者が保育所の利用を希望する場合、入所に対する優先度を高め、児童福祉の観点から支援を行う必要がある。

#### 現状

- ・養育等が困難な家庭に対しては、各総合支所の生活支援課子ども家庭支援センターと連携を図り、個別の家庭状況に応じて、現行の利用基準の「その他区長が認める場合」で対応する優先利用の取扱いを行っている。

検討の主な経緯

- ・低年齢出産の養育困難な家庭に対しては、未就労や不安定な就労、学業中であるケースも多く、児童福祉の観点からも優先利用の対象とすることが望ましい。
- ・年齢は18歳未満とすることにより、児童福祉法との整合性が図られる。
- ・現行の保育の調整基準の最大値を適用するとした場合（20ポイント）基準の明確化が図られ、区の養育困難家庭に対する姿勢を示す明確なメッセージとはなるが、対象者の利用基準指数が低いことが想定され、保育につながらない可能性が高い。
- ・そのため、区のメッセージ性は低いが、具体的なケースに応じて、確実に保育につなげていけるよう、「区長が明かに保育が必要と認める場合」に含まれる包括規定として運用していくことが現実的である。
- ・ただし、この規定が適用された人は虐待の恐れのある世帯という偏見が生じないよう、包括規定に例示として明記するなどの配慮が必要である。
- ・適用することになる事例は非常に少ないことが想定されるため、妊娠期等に保育所の利用を促すとともに、若年層の家族の養育支援にマイナスのイメージを持たれないよう、表現はできるだけシンプルなものとする。二十歳前後も含め、若年層の家族を積極的に行政が応援する取組みとして発信すべきである。
- ・若年層の親が祖父母と同居し生計が同一の場合は、保育料の算定に祖父母の所得が加算され、保育料が逆に高くなるケースも想定される。保育料の算定方法には課題があるため、別途検討が必要である。
- ・高校生で出産し18歳を越えた時点で入園を希望する場合や、18歳未満で一度入所し在園中に18歳を越えた場合については、18歳未満で出産したという事実がある以上、行政としてその後の生活における就学と就労を支援する必要がある。子育てや就労ができるようになったと確認できた段階で、通常の入所要件に切り換えるなど、運用方法を別途検討する必要がある。

【参考（他自治体の例）】

- ・西東京市：「保護者が満18歳未満である場合」を新たに規定した（平成28年度）  
満18歳未満の保護者は、児童福祉法に児童として規定され、かつ高等学校在学に相当する年齢であることから、家庭に対する支援の必要性に鑑み、規定することとした（入所選考基準改定通知抜粋）

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合【新設】

上記表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行う。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数のいずれかの状態である場合に保育を利用することができる。

部会の結論

- ・保護者のいずれかが満18歳未満である場合は、優先利用の対象とする。
- ・現規則で規定している、保育の利用基準「前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合」の後に「（保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む）」を加える規則改正を検討する。
- ・十代での妊娠出産はその後の生活に大きな社会的リスクを抱えていく可能性も高く、行政としてもさらに踏みこんだ支援をする必要があるため、妊娠期等に保育所の利用を促すなどの働きかけを行うなど、区は取組み内容を随時発信していく。運用方法や保育料の算定方法については、別途検討が必要である。

【新旧対照表（案）】

旧	新
前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合（保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む）

#### (4) 同一指数世帯の優先順位について

##### 概要

- ・ 類型化された項目に応じた指数化のために、選考指数が同点となることが多く、その場合は、「同一指数世帯の優先順位」において、家庭の所得状況や有償受託の期間等の項目に応じ、段階的に優先順位を判定している。

##### 現状

- ・ 現在、「同一指数世帯の優先順位」については、第一から第六段階まで設けているが、ほとんどのケースにおいて、第三段階の「所得階層の低い順」の項目で、同一指数の優先順位が決まっている。

##### 検討の主な経緯

- ・ 「同一指数世帯の優先順位」で判定する場合、そのほとんどが階層低位順で決まっており、内定・非内定の境目が所得で決定している実情があるため、優先順位を入れ替えたときの影響は非常に大きい。
- ・ 保育の必要性を考えれば、第4段階の「申込児を有償で預けている期間が長い方」を第3段階の「所得階層の低い順」よりも優先すべきであるとの考え方もあるが、経済的に困っている世帯を優先して、就労の継続を図るべきとの考えもある。
- ・ 認証保育所等の認可外保育施設の保育料は認可に比べ高く設定されており、「階層低位順」と「有償受託期間の長い順」を入れ替えた場合、認可外保育施設等の有償受託時間が長い世帯、つまり、所得が比較的高く他の保育施設を選択できる余地のある世帯が優位になるため、所得が低く他の保育施設を選択する余地が少ない世帯が保育につながらない状況となる。
- ・ 認可と認可外の保育料格差が是正されたとしても、認可外保育施設は入園後に様々な実費負担が発生することを考慮すれば、低所得世帯に配慮した現在の優先順位は妥当である。
- ・ 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、福祉施策の観点からも、「同一指数世帯の優先順位」については、現行どおりの取扱いとすることが望ましい。
- ・ 低所得世帯が優先される現状は、高所得世帯にとっては、高い税金を納税しているのに入園できないという不満につながっているが、保育所は児童福祉施設であるということから妥当である。
- ・ 今後は、保育所は児童福祉施設であるという明確なメッセージを区が発信するとともに、どのような趣旨で選考指数を定めているのか等の説明が必要である。
- ・ 現行保育料の平均約5%を引き上げる保育料改定を平成29年9月から実施する予定だが、保育料見直しに係る保護者説明会を先日行った。低所得世帯に配慮した改定案としているため、待機の方から、高所得世帯を後回しにし、低所得世帯を優遇した入所基準には問題がある等の意見をいただいた。
- ・ 所得の格差が大きい他の自治体では、管内の保育施設の入所は低所得世帯を優先していることから、高所得世帯は認可外保育施設や管外の施設を利用せざるを得ない状況となっている。全ての階層の世帯が認可保育施設に入所するためには、保育施設の需給が保障できる段階となることが前提である。新制度に伴い、認証保育所の新規開設の件数が少なくなっているが、区から認証保育所がなくなると高所得世帯等の受託先がなくなる危惧がある。
- ・ 税の申告には自主申告と源泉徴収の2種類があるが、所得把握の方法や控除などのしくみが異なることで選考上有利となる場合や、外勤者は育休期間中に収入が下がるため選考上有利となる場合など、外勤・自営業間の税の算出による指摘は意見としてこれまで出ている。

## 部会の結論

- ・保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、児童福祉的な観点から保育を行う施設である。福祉政策的な考えからも、「同一指数世帯での優先順位」については、現行どおりの取扱いとする。
- ・一方、所得の高い世帯からの不公平であるとの意見があることから、保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であること、同基準に関する区の考え等を保護者に示すため、「保育のごあんない」や区ホームページ等に別途掲載し、区民の理解を得るよう努める。

### (5) 配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用について

#### 概要

- ・主たる生計維持にあたる保護者の配偶者に疾病等の事由が生じ、介護が必要な状態となるとともに、同居等の祖父母も疾病等のため介護が必要な状況になるなど、いわゆるダブルケアの状態となったケースがあった。
- ・こうした、ダブルケアの家庭状況においては、介護する同居者が一人の場合に比べ、子の養育等に困難が生じる。こうした親の介護と子の養育の必要性が同時に生じ、時を同じくして自身の疾病等で保育にあたれないケースも今後生じてくることが予想される。

#### 現状

- ・現行の利用調整において、同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員（申込児は除く。）がいる場合は、保育の調整基準において2ポイントの加算を行っている。
- ・現行の利用調整においては、申込児を除く全介護が必要な重度の障害を有する世帯員が一人でも、複数でも、加点のポイントは変わらず、より保育を必要とするダブルケアが必要な家庭の優先利用につながっていない。

#### 検討の主な経緯

- ・ダブルケア等の家庭状況については、保育の必要性の度合いが高い世帯ではあるが、両親共働きのフルタイム勤務と比較すると、現在のところ少数ではある。
- ・同居親族の疾病等による介護の事由は突然生じるため、こうした家庭については、現在、緊急保育で対応している。しかし、緊急保育は、あくまでも出産や一時的な傷病などによる措置であるため、期間の延長はあるものの、概ね2か月間の対応となっている。そのため、傷病によっては入院や治療が長期化する場合もあるなど、緊急保育では、子の保育について不安定な状況となることが指摘されている。
- ・緊急保育を規定の期間（最長2ヶ月）を超えて利用せざるを得ない状況等の場合は、保育を必要とする度合いが高いものとして指数を加算するなど、優先利用の対象とすることが望ましい。
- ・ダブルケアで、緊急保育を規定の期間を超えて利用する世帯については、両親フルタイム・就労実績が夫婦ともに1年以上・育休明けの109ポイントより高くするためにも、通常の有償受託（6ポイント加算）以上の加算が必要である。
- ・加算を導入する場合は、「緊急保育を利用すれば入園できる。」といった誤った運用を抑制できる制度設計が必要である。
- ・緊急保育の受入枠は弾力的運用をしているケースもあるが、待機児童が落ち着けば、受入枠を見直すなどの検討が必要である。一方、緊急保育と一時保育の受入枠を合せて運用するなど、実情に即した受入をしている保育所もあるが、一時保育の現状は待機児童の受入先として機能している面もあることから、当面、一時保育の枠は別に確保していく必要がある。

- ・児童相談所の一時保護所を利用する前の段階として、緊急的に子どもを一時保護する施策展開も検討が別途必要である。緊急時の受入の手法は多様であるため、子どもがほっと安心できる施設があっても良いかと思う。

#### 部会の結論

- ・いわゆるダブルケア等により、緊急時に保育が必要な場合は、これまでどおり、現行制度の緊急保育において対応する。
- ・一方、緊急保育の期間の延長については（最長２ヶ月）個々のケースにより判断しているが、保護者が傷病のため継続して長期入院をする場合などの養育困難世帯においても、継続して預かることができないなどの弊害が生じている。
- ・そのため、緊急保育の期間延長をするケースについては、通常の有償受託点（６ポイント若しくは５ポイント）にさらに２ポイントを加算する。
- ・緊急保育の期間延長の取扱い等については、関係所管課による協議のもと、有償受託の加算のため緊急保育を利用する等の誤った運用を抑制する仕組みを検討する。

#### （６）保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用について

##### 概要

- ・区では、保育待機児童の解消に向け、現在策定を進めている「子ども・子育て支援事業計画調整計画」にて掲げる、平成３２年４月時点における保育施設定員の目標事業量２１，５８４人の着実な達成を目指し、私立認可保育園を中心とした施設整備を推進している。
- ・認可保育園整備においては、整備地近隣住民に対し、区と事業者が連携して整備計画の概要等について説明しており、近隣住民の理解と協力を求めている。
- ・こうした中、整備地近隣の子どもの優先入所についての要望等が住民・事業者から寄せられている。

##### 現状

- ・保育園と申込者の自宅との距離を要件とする指数は設けていない。

##### 検討の主な経緯

- ・保育待機児童解消の中心施策である施設整備の推進という、政策的観点からの優先利用であるが、この優先利用が政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況である。
- ・政策目標の達成に必要な近隣の範囲について、どの程度が適切であるのか定見はまとまらない。
- ・既存園においても、子どもの声等のことで近隣と運営上の課題を抱えているケースがある。新規施設のための優先利用ということであれば、既存施設から不満の声が上がることは十分に想定される。
- ・整備地の近隣に必ずしも入園を希望する世帯が居住しているとも限らず、近隣の範囲をどの程度にするのかといった困難な課題もあるため、継続審議として、引き続き検討することが望ましい。
- ・おでかけひろばや地域交流事業等に熱心に取り組んでいる運営法人は、近隣住民の理解を得やすい傾向にある。入所を優遇するという手法ではなく、近隣住民も参加できるような地域の子育て支援事業を活性化させることの方が、より近隣の理解を得やすくなるのではないかと。
- ・他自治体においても、近隣住民による保育所整備反対の動きが出ているようだが、近隣世帯が子育て世帯であることは少ないことが考えられる。
- ・都市部の核家族化により、子どもが高齢者と接する機会が少ないため、高齢施設と併設した保育所への入所を希望する世帯も多いと聞いている。

## 部会の結論

- ・この優先利用が保育所整備の政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況であるとともに、近隣の範囲については、整備地によって起因する内容も異なるため（工事期間の騒音・振動、工事車両・運営後の送迎時等の交通問題、子どもの声等）その設定が非常に困難であり、継続審議とする。
- ・当面は、優先利用の規定のない現行どおりの取扱いとするが、整備施設においては、近隣住民が参加できる在宅子育て支援事業や地域交流事業等を活性化するなど、近隣住民が保育所の新規開設により理解を得られる運営方針等を提案していけるよう、整備・運営事業者との協議に努めることとする。

### （ 7 ）保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用

#### 概要

- ・国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までの整備目標を40万人から50万人へと上積みし、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を進めているが、保育士自身の子どもが保育所を利用できず待機児童となる場合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因となっている。
- ・また、国の通知（『保活』の実態に関する調査）の結果等を受けた対応について）において、保育士等の子どもが保育所等の利用を希望する場合について、優先利用への配慮要請があった。

#### 現状

- ・保護者の職業や職種による優先利用の項目はなく、就労については、週の勤務日数及び時間により、指数を決定し利用調整を行っている。

#### 検討の主な経緯

- ・待機児問題が大きくクローズアップされている現状においては、特定の職種に対する優先利用であっても一定の理解が示されるのではないかと。
- ・現状は保育士の供給不足の局面であるため、恒久的な優先利用ではなく、時限的な優先利用の適用が望ましい。
- ・子ども・子育て会議（親会議）においても、出席委員から、保育の量と質を確保する要となる保育士等のマンパワーの確保は喫緊の課題であり、こうした優先利用について協力の要請がなされた。
- ・区内在住・区外園勤務の保育士を優遇しても、区内園の保育士不足は解消されないため、保育士の勤務地を考慮する必要がある。
- ・近隣自治体に先立ち導入すれば、世田谷区への保育士の流入が期待でき、区の保育士不足に資する基準となりうる可能性がある。
- ・保育所には保育士の他に、栄養士や看護師等も勤務しており、職種を限定した場合、他の職種から不満が出るのが想定される。保育人材確保の困難度から考えると、保育士と看護師を優先すべきと考えるが、職種を広げると線引きが難しい。
- ・保育室では、認可に入れなかった保育士に対し、保育室間で連携し、互いに預け合い育休から復職してもらう取組みを行っている。直接契約をしている施設であるから行える取組みでもある。
- ・認可保育園等は利用調整があるため、施設間で連携し、互いに預け合う取組みを実施できないが、直接契約である定期利用保育や一時保育等を活用すれば、同様の取組みを行うことができるかも知れない。
- ・互いの施設で預け合う際に私的契約とする場合は、自分の園で自分の子どもを預かることは、重大な保育事故が発生するリスクが高くなる傾向があるため、自園に自分の子どもを預かることがないよう、区は各施設に運用方法を工夫するよう注意を促す必要がある。
- ・当項目については、優先利用の対象とすることが望ましいが、具体的な職種や当該保育士の勤務地など各論を別途検討する必要がある。

- ・特別区でも半数以上が当該優先利用の検討がなされている。
- ・世田谷区民間保育園連盟から、保育士の子どもの優先利用について、調整基準の指数の加点、及び一時保育・定期利用保育での特別枠(保育園に入園できず職場復帰できない保育士を対象)の設置について、時限的な優先利用の要望が区に提出されている。
- ・29年4月入園選考における、私立認可保育園に勤務する区内在住保育士の選考結果等を踏まえ、今年度中には一時保育・定期利用保育の特別枠の検討を区で行いたいと考えている。
- ・定期利用保育は、新規開設園の4・5歳児クラスの空きスペースを活用して実施するため、その受入枠は年度により左右される。29年4月は昨年度と比較し、整備量が多いため、受入枠の拡充が予測されるのだが、保育士確保の問題が生じ、園の運営状況等に応じ実施施設を判断することとなる。
- ・民間保育園連盟の要望は、自園の保育士を確保するための独自の考え方であり、互いに協力し合いながら近隣の保育施設同士で運営していくものである。平行して、事業者側が努力・工夫するという観点から、各事業所が事業所内保育を実施し従業員の保育を確保し、枠内の一部を地域枠として提供するなど、新たな取組みを検討しても良い。こうした新たな事業展開に対する区の考え方や姿勢も別途示していく必要がある。
- ・企業主導型保育事業のような、区が設置・運営等に関与しない事業の展開は慎重に判断した方が良い。
- ・利用・調整基準の指数の見直しについては、平成30年4月入園からの適用を目指し、具体的な手法については別途検討する必要がある。
- ・既に実施している他自治体の保育士の優先利用の基準については、その対象者が統一されていない状況であり、区としても、統一基準を設けることが効率的であることから、東京都に調整してほしいとの要望をしているところである。

【参考（他自治体の例）】

- ・**杉並区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

項番	対象	適用条件
	申込み児童の保護者が、杉並区の認可保育所・地域型保育事業所・杉並区保育室・定期利用保育（但し、民営の施設に限る）・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設（都の指導監督基準を満たしたベビーホテル）に保育士・保育教諭として勤務し、申込み日現在、育児休業中である世帯。	平成29年4月から平成31年4月までの利用調整において適用する。非常勤の場合は月80時間以上の勤務に限る。区職員の職員は除く。
	利用開始希望月に係る保育料決定の算出根拠となる区民税所得割額が低位の世帯	平成29年4月入所から適用する。

- ・**北区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

項番	対象
	保育士等の子どもの場合（保護者が区内の保育施設に保育士又は保育教諭として月120時間以上勤務している世帯）
	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯の場合

- ・**墨田区**：「同一指数の場合の優先順位」に優先利用を規定（27年4月から適用）

項番	対象	適用条件
	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月120時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者（学童クラブ指導員等）として月120時間以降勤務している場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
	保護者の前年度の区民税（市町村民税）所得割の合計額が低い世帯	

- ・新宿区：「利用調整基準」及び「同一指数時の優先順位」に優先利用を規定（29年4月から適用）

	調整基準	調整指数
保育士	新宿区内の保育施設（認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所）で週30時間以上保育士として勤務する（産休・育休取得者含む）場合、なお、就労内定者については、4点を減じないものとする（1点の加点は適用しない）。保育士証・保育士優先入園に関する申立書要添付。新規申込を対象とする。	1
新宿区のフルタイムの利用基準は20（世田谷区は50）であるため、調整指数を区に換算すると2.5となる。		

項番	対象	適用条件
	保護者の中に、主として保育施設（認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所）で勤務する保育士がいる世帯	入園希望月の締切日で勤続年数が高い世帯が優先 新規申込を対象とする 保育士証・保育士優先入園に関する申立書要添付

他自治体は、職種を「保育士・保育教諭」、項目を「同一指数の優先順位」に適用するケースが多い。

#### 部会の結論

- ・国の通知により、優先的な取扱いについて配慮を要請されている事項であるため、優先利用の対象とする。
- ・私立認可保育園の一時保育・定期利用保育の特別枠（保育園に入園できず職場復帰できない保育士を対象）の設置を新たな優先利用の手法として検討し、平成29年4月入園の選考結果を踏まえ（私立認可保育園に勤務する区内在住保育士の選考結果等）、その運用方法等を別途検討することとする。
- ・保育の利用・調整基準の指数の見直しについては、都や他自治体の状況等を踏まえ、平成30年4月入園選考からの時限的な適用を目指し、具体的な基準等を引き続き検討していく。

#### （8）早生まれの子どもへの対応について

##### 概要

- ・12～1月に子どもが生まれると、4月入園の2次選考にしか申込みないが、1次選考で大半の定員が埋まってしまいう現状であり、入園が難しくなる。また、子どもが2～3月に生まれると、生まれたときには4月入園の申し込みがすでに締め切られている。
- ・子どもの出産時期により、入園選考の申込み時期に差異が生じる現状であるが、4月以降に受入枠を確保することは、受入児童に一時的な欠員が生じるため、保育資源の最大限の活用や保育施設の運営に課題が生じる。

##### 現状

- ・生後57日・43日・42日・36日から対象となる施設については、4月入園2次選考において、0歳児クラス各1名の選考枠を確保している。
- ・2次選考の申込み締切日以降に出産した世帯の直近の入園可能月は、5月入園となる。

##### 検討の主な経緯

- ・他の自治体では、出生前の仮申込の受け付けを実施しているところもある（新宿区・品川区等）。4月の一次選考の締切日までに仮申込を済ませ、所定の期限までに出生した場合、次に設けられた新たな期限までに届出をすることにより、その申込が有効になる制度となっている。
- ・「入園予約制」については、保護者の育休の利用を促進し、予め入園が決まっていることによるスムーズな職場復帰ができるメリットがある。
- ・一方、予約を受けるためには、待機児童の多い中で入園の枠を空けて待たなければならない点や、予約者よりも保育の必要性の高い家庭が待機となる矛盾が生じる可能性がある。
- ・杉並区では、「同一指数の優先順位」において、「誕生日が12月1日～4月1日までの入所申込児童」

を設けている。(事務局補足:上記規定は4月利用開始希望の1歳児の入所申込み児童のみ適用となり。0歳児については仮申込みを実施している。)

- ・4月以降に受入枠を確保することは、受入児童に一時的な欠員が生じるため、保育資源の最大限の活用の面や保育施設の運営に課題が生じることからも、区の待機児童が解消に向かっていく局面に、検討の余地が生じるのではないか。
- ・子が早生まれで育休明けの場合、1歳児クラスからしか申込みないことがあるが、1歳児から受け入れる施設が少ないと入園時における不公平感が生じる。そのため、早生まれの子が1歳児から申込み際の加算の検討も必要ではないか。
- ・0歳児の育休明けと有償受託の差を無くすため、平成27年10月選考から同じ5ポイントで横並びにしたが、育休期間の延長等が定着すれば、1歳児クラスについても、同様に横並びにすることも考えられる。育休期間が長い者に加点するかどうかは別途検討が必要であるが、1歳から安心して預かることができる状況をつくっていきたい。
- ・平成29年4月入園選考の状況を踏まえ、2歳児に何人待機児童が出るかを見極めて、1歳児クラスにおける育休明けと有償受託の差を無くす検討をしていけば良いのではないか。
- ・他自治体の入園予約制については、申込み受付を数回に区切っていることから、早生まれ以外の子の申込みも受け付けており、早生まれの子の優先利用に必ずしも対応しているとも言えない。

#### 部会の結論

- |                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・他自治体で実施している入園予約制度は、育休明けの年度途中での入園申込みをしてもらうために、4月の受入れ定員に空きをつくることとなり、区の現状では一人でも多くの子どもに入園してもらうことが最優先であることから、今後の待機児童数の状況を踏まえ、引き続き検討することとする。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【追加審議項目】

##### (9) 産休・育休明けの予定の調整基準について

###### 概要・現状

- ・産休明けまたは育休明けの調整基準については、雇用保険の適用事業所に勤務している者など、育児・介護休業法などの法令に基づく育児休業を取得中の者、またはそうした育児休業取得可能で産休中の者が復職する場合に5ポイントを加算している。
- ・雇用保険の適用事業所ではないところに勤務している者や、自営業の親族などの場合については、産休・育休ともに雇用主がこうした休暇を取得させていることを客観的に確認することが困難なことから、産休明けまたは育休明けの調整基準は、雇用保険の適用があることを判断基準としている。

###### 課題

- ・産休明けまたは育休明けの調整基準は、雇用主がこうした休暇を取得させていることを客観的に確認するため、雇用保険の適用があることを判断基準としているが、在宅、フリーなど働き方は多様化しており、雇用保険に加入していない者の産休明けに当該調整基準が適用されないことに対する不満の声が出ている。
- ・一方、育児休業制度の利用を促進する働き方改革において、育休期間が2年に延長されるなど、なるべく0歳児の入園申込みを抑える方向性等が議論されている。しかしながら、現行制度では、育休復帰後に5ポイントが加算されるとともに、育休を取得せず、産休明けで復帰した場合でも5ポイントが加算されるため、働き方改革の趣旨と矛盾が生じていると指摘する声も出ている。

【参考（世田谷区の現行制度）】

- ・世田谷区：保育の調整基準：抜粋

番号	条件	指数
6	申込児の産休明け、又は育休明け予定の場合（4月1日入園希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む）	+5

番号6は、「育児・介護休業法」に基づく育休を取得可能な産休中の方、または「育児・介護休業法」に基づく育休を取得中の方のみ適用する。

番号6は、申込児以外の産休・育休には適用しない。

今後の方向性

- ・育児休業制度の利用を促進する働き方改革の動向や、育休制度のない自営業や事業所等における就労状況等との均等を踏まえながら、区の現行制度の取扱いについて、今後、検討していくこととする。

3 その他

(1) 各項目以外の部会での意見

- ・入所の問題だけではなく、保育のあり方や保育所が果たすべき役割などについても検討が必要である。
- ・児童相談所移管を見据えて、区としてチャイルドケアセンター（チルドレンセンター）を各地区に設置し、障害のある子どもや養育困難世帯等を優先して預かるようなシステムの構築が望まれる。通常の保育とは別枠で、児童福祉課題を抱えている子どもや家庭のケアを中心として、取り扱っていければ良い。

4 今後の方向性

- ・1月20日 第4回子ども・子育て会議（本日） 部会の最終結論の報告  
今年度の部会での議論はここまでとし、継続審議案件や新規課題等は、その都度、次年度以降の「子ども・子育て会議（親会議）」に諮り、審議することとする。